

公益社団法人 浅草医師会定款

昭和27年6月30日 許可
昭和35年5月24日 改正許可
昭和36年4月19日 改正許可
昭和41年7月 6日 改正許可
昭和50年9月 8日 改正許可
平成12年7月10日 改正許可
平成24年4月 1日 改正・公益社団法人認定
平成26年7月11日 改正許可
平成30年6月27日 改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、公益社団法人浅草医師会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都台東区におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、医道を昂揚し、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上をはかるとともに、会員相扶け互に啓発して社会福祉に寄与することをもって目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 地域住民の健康増進を促進する事業
- 二 医道の振興と医学の研鑽に関する事業
- 三 学校保健に関する事業
- 四 地域医療に関する事業
- 五 地域福祉・介護に関する事業
- 六 医業経営の改善合理化に関する事業

- 七 会員の相互扶助及び福祉増進に関する事業
 - 八 広報調査活動に関する事業
 - 九 その他本会の目的達成に必要な事業
- 2 前項各号の事業は、東京都において行う。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- 一 正会員 東京都台東区旧浅草地区内において就業所又は住所をもつ医師で、本会の目的趣旨に賛同し入会した者
 - 二 準会員 医師であつて、本会の目的趣旨に賛同し入会した者
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員とする。

(会員の責務)

第6条 会員は本会の目的を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

- 2 会員は、本会の事業活動に積極的に参加するものとし、本会の決定事項を遵守しなければならない。

(会 費)

第7条 本会員は、社員総会において定めた会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額並びにその徴収方法は、社員総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、社員総会の決議を経て、その額を減免することができる。

(入 会)

第8条 本会の会員になるには、別に定めた様式により申込みをなし、理事会の議を経て、会長の承認を得なければならない。

- 2 入会を承認されたものは、直ちに別に定めた所定の入会金を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定めた様式により退会の申出をなし、任意に退会することができる。

- 2 会員が死亡し又は除名されたときは本会の会員たる資格を失うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会長は、裁定委員会の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、第10条に基づく処分を行うことができる。

(除名)

- 第10条 会員で本会の名誉を毀損し又は定款に違反するような行為があったときは、裁定委員会の審議を経て、社員総会の議決により除名することができる。
- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(醸出金不返還)

- 第11条 既納の会費、負担金又は醸出金は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

- 第12条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。
- 一 入会金及び会費の額
 - 二 会員の除名
 - 三 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
 - 四 役員報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額並びに報酬等の支給基準
 - 五 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
 - 六 定款の変更
 - 七 事業の全部又は一部の譲渡
 - 八 解散及び残余財産の帰属の決定
 - 九 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(開 催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(議 長)

第16条 社員総会の議長及び副議長は、その社員総会において出席会員のなかから選任する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

5 理事会において、社員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席しない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項まで出席した会員の議決権の数に参入する。

(決議の省略)

第19条 理事又は会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第14条第1項の理事会において定めるものとし、第16条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、備え置かなければならない。前条の規定により作成した社員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面又は記録した電磁的記録については主たる事務所に10年間、第18条第4項に規定する委任状及び第18条第5項に規定する議決権行使書については主たる事務所に3箇月間、備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 13名以上15名以内
 - 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち副会長の人数を3名以内とする。
 - 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

- 2 理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 監事は本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
 - 5 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第27条 役員には、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 前項の報酬等のほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 第1項に規定する報酬等の支給基準については、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、社員総会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

- 第28条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

- 第29条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 本会の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 会長及び副会長の選定及び解職
 - 四 社員総会の招集の決定

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、会長とする。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち互選により選定された者が理事会の議長となる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該決議につき特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。
 - 3 理事又は監事が、役員全員に対して理事会の報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
 - 4 前項の規定は第23条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長又は副会長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 六 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 役員の名簿
 - 三 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
 - 5 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第41条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第40条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第42条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告による方法とする。

2 事故その他やもを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合

には、官報に掲示する方法とする。

第 10 章 事務局及びその他

(事務局)

第 4 5 条 本会に事務局を置き、事務長の任免については、理事会の承認を経て会長が行い、その他の職員の任免については、会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(裁定委員)

第 4 6 条 本会に裁定委員会を置く。

2 裁定委員の選任については第 22 条の規定を準用する。

3 裁定委員に関する規定は社員総会において定める。

(委員)

第 4 7 条 本会は、運営上必要となるときは委員会を設けることができる。

2 委員は理事会の議を経て、会長にこれを委嘱する。

(名誉会長及び顧問)

第 4 8 条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、本会に特に顕著なる功績のあった者のなかから理事会の議を経て社員総会において決定する。

3 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

4 名誉会長及び顧問は、重要な事項について会長の諮問にこたえる。

(委任)

第 4 9 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日(以下「移行日」という。)から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の

末日とし、移行日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事は、次のとおりとする。

会 長 佐々木 聡

副会長 関戸 俊樹

善平 朝昭